

浜松市ギャラリーモールに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市ギャラリーモール条例（平成23年浜松市条例第28号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市ギャラリーモール条例施行規則（平成23年浜松市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第5条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

(1) 浜松市ギャラリーモール（以下「モール」という。）の利用の申請が他の利用許可と競合する場合

(2) 条例第5条第3項の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第5条第3項第2号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) モールで集会等が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合（平成7年3月7日最高裁判決参照）

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の許可なく第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する行為を行う場合

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）その他の法令に違反する行為について刑事事件により起訴されている場合において、当該行為を行うとき

(4) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、モールの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

3 条例第5条第3項第3号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合をいう。

4 条例第5条第3項第5号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 主催者が集会を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合（平成8年3月15日最高裁）
- (2) 第2項第4号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、モールの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合
- (3) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (5) 施設を利用することにより、異常な音量、振動、悪臭の発生など、周囲に迷惑又は不快感を及ぼすおそれがある場合
- (6) 時勢、現状等を踏まえ、条例第7条各号に掲げる禁止行為を助長するおそれがある内容であると指定管理者が判断した場合、または行政所管課と協議し指定管理者が判断した場合
- (7) 誹謗・中傷・不当な差別に該当する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると判断した場合

（利用料金の後納に係る審査基準）

第4条 条例第8条第1項に規定する「指定管理者が特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 国又は地方公共団体が利用料金を納付する場合
- (2) 前号のほか、利用料金を前納することが困難と指定管理者が認める場合

（利用料金の減免に係る審査基準）

第5条 条例第9条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、規則第7条に規定する場合をいい、利用料金は、規則第7条第1項及び第2項の各号に規定する額とする。

（利用料金の還付に係る審査基準）

第6条 規則第8条第1項第2号に規定する「指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 天災、事故等により、施設の利用が困難となったこと。
- (2) 出演者の急病、事故等により催事の開催が不可能となったこと。

（監督処分に係る処分基準）

第7条 条例第12条第1項第1号に規定する「この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 条例第8条第1項の規定に違反して利用料金を納付しないとき。
- (2) 条例第5条に規定する許可を受けた者が、利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 条例第7条に規定する行為をしたとき。

(標準処理期間)

第8条 浜松市行政手続条例第5条の規定による標準処理期間は2週間とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。